



# 寺院が知っておきたい法律知識

## 宗教法人運営のための法律入門②

### 宗教法人と墓地経営 1

#### ●墓地の経営

墓地の経営は、原則として地方公共団体（市町村）に限定されていますが、これにより難しい場合であっても宗教法人、公益法人等に限り許可されるということになっています（昭和46.5.14環衛第78号通知）。この方針は昭和12年9月3日に内務省警保局長、厚生省公衆衛生局長から各地方長官あての連名通知以来、現在までかわっていません。この連名通知は、「各自の宗教の意義に従って死者を葬らねばならぬという原則に従って、墓域内に各派毎に整然たる区画を設け、神道、仏教、キリスト教等の信者の埋葬に支障なくらしむること。」と言っています。このように墓地は宗教と深く結びつけて考えられてきました。特に仏教寺院は、寺檀制度の具体化した姿として切っても切れない関係にあります。

#### ●墓地の在り方の変化

寺檀関係に基づく墓地は、個々の寺院の慣習に従って管理・運営されてきました。しかし近年における急激な社会変化によって今までの慣習も変わろうとしてきています。

〈都市化の進展〉に伴う人口の過疎・過密化や家制度の崩壊と核家族化、新宗教の台頭等によって宗教法人が経営する墓地の在り方も大きく影響を蒙ってきました。最近では〈散骨・自然葬〉など墓そのものを不用とする人たちもでてきました。このような時代の流れの中で管理・運営の変更、墓地の拡張・新設・整理が求められています。そして、これらの対応を誤ると信者と無用のトラブルを生じさせることになり、宗教者としての資質を問われることにもなりかねません。

#### ●墓地の法律

墓地に関する法律は「墓地埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」といいます。）」に統合されました。それまでは「墓地及埋葬取締規則（明治17年太政官布達第25号）」「墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準（明治17年内務省通達第40号）」「墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治17年太政官布達第82号）」および「埋火葬の認許等に関する件（昭和22年厚生省令第9号）」と4つの法規が存在していましたが、戦後1本化されたのです。

#### ●墓埋法の目的

墓埋法の目的は、①国民の宗教的感情に適合することと、②公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障を生じさせないことの2つです（墓埋法第1条）。

①については、墓地の設置や埋葬等の行為が国民の宗教的感情に根ざすものであり、その本旨が損なわれないようにすることが要請されるからです（墓地、埋葬等に関する法律施行に関する件、昭23.9.13厚生省発衛第9号）。国民の宗教的感情・習慣及び宗教的平穏が保護されてはじめて憲法上の原則である信教の自由が保障されるという考えに基づくものと講学上説明されています。

②については、火葬したり埋蔵したりする行為やこれらの関する施設の設置は、その取り扱い方によっては公衆衛生その他公共の福祉を害することがあり得るので、これらの見地から制約をうけることに基づくものです。但し、近年では、土葬が認められる地域が極めて限定されており、火葬された焼骨を埋蔵したり収蔵したりすることがほとんどですから、②の制約は少なくなっている傾向にあります。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修